

| 陳情番号 | 件名 |
|--------|---------------------|
| 第 5 号 | 神奈川県における公契約条例制定について |
| 受理年月日 | |
| 25.8.8 | |

| 陳情の趣旨 |
|---|
| <p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 相模原市議会において、神奈川県に対し「公契約条例の制定を求める」意見書を提出して下さい。 2 . 相模原市において、神奈川県に対し公契約条例の制定を行なうよう強く働き掛けて下さい。 <p>【陳情の趣旨】</p> <p>私たちは、県内の建設現場で働く従事者 2 万 8 千人で組織し、建設産業の健全な発展、現場で働く労働者の雇用と生活安定、後継者を育てていくための活動をしている建設労働組合です。</p> <p>今日の建設現場で働く建設労働者の賃金・単価の状況は、元請け企業による価格競争（ダンピング）を起因とする指値発注により、下請業者の経営が圧迫され、末端で働く仲間達が生計を立てられなくなっています。「賃金の安さが競争条件」となっている異常を正さなければ、低価格入札による負の連鎖を断ち切ることはできません。</p> <p>神奈川県は、「公契約に関する協議会」を設置し、全 5 回の会合を通じて条例制定の可否を含む一定の方向性を示す意向です。もし公契約条例が制定されれば都道府県で初となり、「地域経済の健全な発展を基礎とした市民福祉の増進」との崇高な目標が全国の地方自治体に波及する起爆剤となることは間違いありません。</p> <p>ご承知の通り、既に県内自治体においても、川崎市・相模原市・厚木市で公契約条例が制定されました。神奈川県における公契約条例の制定は、今や多くの県民の切実な要求となっています。この様な状況下で、相模原市においても神奈川県に対し、公契約条例の制定を強く求めて頂けるよう貴議会に陳情いたします。</p> |

| 陳情番号 | 件名 |
|---------|---------------------------|
| 第 7 号 | 神奈川県に対し公契約条例の制定を求めることについて |
| 受理年月日 | |
| 25.8.23 | |

| 陳情の趣旨 |
|--|
| <p>1、陳情事項</p> <p>公共工事における建設労働者の適正な賃金を確保するために、神奈川県が公契約条例を制定するよう、神奈川県に対して意見書を提出してください。</p> <p>2、陳情の理由</p> <p>建設産業が国の基幹産業として生活基盤や災害対策など社会資本整備と雇用の確保に大きく貢献しています。</p> <p>一方、建設投資が縮小する中で、地域建設産業の疲弊は進行しています。公共工事においても、受注競争の激化にともなうダンピング受注、下請への指値発注により、下請業者の経営を圧迫しています。</p> <p>現場に従事する技能労働者の賃金は年収 300 万円台にまで下落し、さらに末端で働く労働者が生計を立てられないほど深刻な状況になっています。このため、若年労働者の離職に歯止めがかからず、技能の継承・産業の維持すら困難な事態に直面しています。</p> <p>公共工事における品質を確保するためには、建設労働者の賃金・労働条件の改善は不可欠の課題であり、このままの事態が推移するならば、建設産業全体にさらに大きな弊害を招くこととなります。</p> <p>こうした事態を懸念して、公契約条例の制定が広がりつつあります。神奈川県内においても川崎市・相模原市・厚木市が、公契約にたずさわる労働者の賃金を下支えし、社会福祉発展の施策として条例が制定されました。神奈川県も 2013 年 7 月から有識者と労使の代表による「公契約に関する協議会」が立ち上げられ、公契約条例制定についての議論が始まりました。公契約条例は、地域住民にとって不可欠な社会基盤の維持、地域建設業と技能労働者の育成、地域経済の振興にも有用な施策と考えます。</p> <p>神奈川県が公契約条例を制定するよう、県に意見書を提出していただくよう陳情いたします。</p> |

| | |
|---------|--------------------------|
| 陳情番号 | 件名 |
| 第 8 号 | 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設について |
| 受理年月日 | |
| 25.8.23 | |

| |
|--|
| 陳情の趣旨 |
| <p>第 1 陳情の趣旨</p> <p>貴議会が、国会及び政府に対し、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」の審議が、秋の臨時国会において速やかに再開され、早期にその成立をはかることを求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情致します。</p> <p>第 2 陳情の理由</p> <p>1 全国の消費生活相談の件数は、2011年度で約88万件と、依然として高い水準が続いています。これらの消費者被害は被害金額が少額から高額のものまであり、世代別では高齢者と若年者に被害が多発する傾向があります。</p> <p>一方、現在の訴訟制度の利用には、相応の費用・労力を要するところから、事業者に比べ情報力・交渉力で劣位にある消費者は、被害回復のための行動をとることが困難です。</p> <p>2 そこで、消費者が有する法的請求権の実効性を確保する観点から、できる限り消費者の請求権を束ねて訴訟追行ができるようにすることを企図し、消費者のための新たな訴訟制度の法案（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案）が、本年4月に第183回国会（常会）に上程され、現在、継続審議となっています。</p> <p>同法案は、2009年のいわゆる消費者庁国会の際、かかる制度の必要性が審議され、消費者庁関連3法の施行後3年（2012年）を目途として、新たな制度について検討を加え必要な措置を講ずるとされたこと（消費者庁及び消費者委員会設置附則6項）、これを踏まえ、2011年8月、消費者のための新たな訴訟制度の案が、消費者委員会集团的消費者被害救済制度専門調査会において報告書に取りまとめられたこと、さらにこれを受けて、同年12月、消費者庁が「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」を公表した経緯を受</p> |

け、国会に上程されるに至ったものです。

3 同法案は、共通争点を有し多数発生している消費者被害を対象とし、手続き追行主体を内閣総理大臣が認定する特定適格消費者団体に限定しています。

そして、訴訟手続きを二段階に区分し、一段階目の訴訟で共通争点の審理を行い事業者側の法的責任が認められた場合に、二段階目で個々の被害者が参加し簡易な手続きで被害額を確定し被害回復をはかるという仕組みとなっています。

そのため、被害者である消費者は、事業者の法的責任が確定した段階で、特定適格消費者団体からの通知等に応じ被害回復を申し出ることによって救済への道が開かれるという、消費者にとって労力の面でも費用の面でも現行制度より負担が低減される画期的な制度であるといえます。また、上述のとおり手続き追行主体を特定適格消費者団体に限定しつつ、制度の対象事案も事業者が紛争全体を見通すことのできる契約関係を中心に選定することとするなど、事業者にも配慮のあるものとなっています。

4 これまでの消費者団体訴訟制度は、適格消費者団体に、事業者の不当な行為に対する差止請求権をみとめており、損害金等の請求権を認めていませんでした。そのため、消費者被害の未然防止、拡大防止の効果は発揮されていたものの、消費者の被害救済には必ずしも結びつかないという課題を有していました。その課題に応える点からも、同法案は評価できるものであるといえます。

5 そこで、貴議会において、国会及び政府に対し、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」に関する審議が、今秋開催される臨時国会において速やかに再開され、早期にその成立をはかることを求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情致します。

| 陳情番号 | 件名 |
|---------|--|
| 第 9 号 | 子宮頸がんワクチン事業の一時中止を求め、早急な調査の開始を 求めることについて |
| 受理年月日 | |
| 25.8.23 | |

| 陳情の趣旨 |
|---|
| <p>子宮頸がんワクチンは、平成25年3月、「予防接種法」改正により、4月より法定接種となり、日本中の小学校6年生から高校1年生の女子に対して無料で提供される公共事業となった。しかしこのワクチンの接種後、重い健康被害に苦しむ小中高生がでている。子宮頸がんワクチン(サーバリックス社製)は、インフルエンザワクチンと比べると、52倍もの重篤な副作用があるという、驚くべきリスクの高いワクチンである。</p> <p>厚生労働省では、6月14日にはその実態が考慮され「積極的な接種勧奨を一時中止」との決定が出されました。</p> <p>現状では、子宮頸がんワクチンについては、現在のみならず将来にわたって子供たちに健康被害の生じることが懸念される。心身共に未成熟な子供たちに今後いかなる影響を及ぼすのか、特に親たちにとっては不安であり、重大な問題である。</p> <p>しかし国の定める接種事業である為、相模原市独自に中止や見直しは難しいので、相模原市民の健康を守る為に、国に意見書を提出するよう陳情します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、被害をこれ以上拡大させない為には、子供達への子宮頸がんワクチン接種に対しては、事業の一時中止を含む接種事業の抜本的な見直しを求める。 2、また、既に子宮頸がんワクチンを接種した対象者に対する健康被害状況の追跡調査を速やかに実施し、重篤な健康被害者の早期発見と救済体制をとることを求める。 |

| 陳情番号 | 件名 |
|---------|---------------------------|
| 第 10 号 | アスベスト被害者の早期救済・解決を図ることについて |
| 受理年月日 | |
| 25.8.23 | |

| 陳情の趣旨 |
|---|
| <p>アスベストを大量に使用したことによるアスベスト(石綿)被害は、全面的に規制されるまで、多くの労働者・国民に広がりました。現在、中長期の潜伏期間を経て、多くの国民が肺がんや悪性中皮腫などに罹患し、亡くなっています。</p> <p>欧米諸国では製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では、建設業就業者に多くの被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材に含まれていたためであり、国がそのアスベスト含有建材の使用を積極的に進めたことに大きな原因があります。</p> <p>国は石綿被害者救済法を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められています。</p> <p>現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが、全国各地で、国とアスベスト建材製造企業に対して、被害への補償とアスベスト対策の抜本改正を求めて裁判を起こしています。</p> <p>司法の場での結論を問わず、被害者の苦しみは変わりません。貴議会に、アスベスト被害者と遺族が救済され、アスベスト被害者への対策を直ちにとるよう、国に対し意見書を提出するよう陳情します。</p> <p><陳情項目></p> <p>国に対して、アスベスト被害者・遺族への救済及び、抜本的対策を求める意見書を提出して下さい</p> |